ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 のご案内

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業とは

母子家庭の母または父子家庭の父である方及びその児童が、希望した就業ができない、安定した就業が難しい等の事情から、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に受講費用の一部を給付するものです。支給額は受講費用の50%(受講開始時40%、受講修了時10%)および10%(合格時)で、通信制は合計15万円が上限額、通学制又は通学と通信制の併用の場合は合計30万円が上限額です。受講前に対象講座の指定を申請していただく必要があります。

給付を受けるためには、当該教育訓練(講座)を受けることが適職に就くために 必要であるということについて、**区役所・支所での事前相談、ひとり親家庭センタ 一や区役所等での就業相談(自立支援プログラム策定)が必要**となります。

令和6年8月

神戸市こども家庭局子育て支援課

1. 支給の対象となる方 以下のすべてに該当する方

- (1) 神戸市内に住所を有する児童(20歳未満)を扶養する配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む)のない女子又は男子、及びその児童(注1)
 - ※給付金資格発生日に児童が 20 歳未満であることが条件です。

給付金資格発生日とは、受講開始日及び受講修了日並びに合格日を指します。

- (2) 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定を受けている方(注2)
- (3) 大学入学資格を取得していない方(高等学校を卒業していない、中退したなど)
- (4) (同一の受講者につき) 過去に本事業による給付を受けていない方

(注1)

「配偶者のない女子又は男子」とはたとえば次のような方です

- ●配偶者と死別した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの●離婚した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの
- ●配偶者の生死が長期にわたって明らかでない女子又は男子
- ●配偶者から長期にわたって遺棄されている女子又は男子
- ●配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働力を失っている女子又は男子
- ●婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子で現に婚姻をしていないもの

(注2)

神戸市ひとり親家庭支援センターや各区役所等で実施されている巡回相談(予約制)において、 就業相談および自立支援プログラムの策定を行っていただき、そこで作成した自立支援プログラム 策定シートの写し(コピー)を申請時に提出していただきます。

神戸市ひとり親家庭支援センター

専門の職業アドバイザーが就業に関する相談を受けます。

相 談(予約制)

センターでの個人相談 ・・・ 第1土曜・第3土曜(奇数月)10:00~16:00

第5木曜 10:00~16:00

第4木曜 13:00~19:00

各区・北須磨支所保健福祉課・・・10:00~16:00

中央区第1月曜西区第1火曜兵庫区第1木曜灘区第2月曜北区第2火曜須磨区第3月曜垂水区第3火曜東灘区第4月曜

長田区 第4火曜 北神区 第3水曜

ハローワーク神戸 ・・・・・ 第3木曜 10:00~16:00

詳しくは、神戸市ひとり親家庭支援センター(☎341-4532)まで

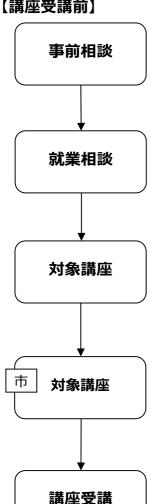
〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1 神戸市総合福祉センター3階(湊川神社西側)

2. 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)で、市長が適当と認めたもの

3. 手続きの流れ

【講座受講前】



お住まいの区のこども福祉担当で、事前相談を受けてください。 支給要件や対象講座、必要書類などについて説明します。

ひとり親家庭支援センターや各区役所等で実施されている就業相談 にて自立支援プログラムを策定し、策定シートを作成します。

原則として受講開始日の14日前までに必要書類を揃えて、区役所こ ども福祉担当に対象講座指定申請をしてください。

(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります)

申請書類を審査し、対象講座指定(もしくは不承認)通知を送付し ます。

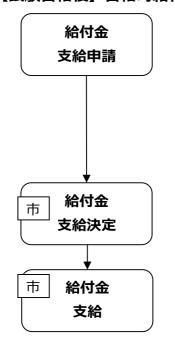
指定を受けた講座を受講してください。

※対象講座開始後、修了後、合格後に改めて給付金支給申請を行う 必要があります。

【受講開始後】受講開始時給付金(①)

【講座修了後】受講修了時給付金(②)

【試験合格後】合格時給付金(③)



必要書類をそろえて、区役所こども福祉担当に支給申請をしてください。なお、③は受講開始から**2年以内の合格**が支給対象です。

(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります)

【申請期限】①対象講座の受講開始翌日から1ヶ月以内

- ②対象講座の受講修了翌日から1ヶ月以内
- ③合格証書の合格日付から 40 日以内

申請書類を審査し、給付金支給決定(不承認)通知を送付します。

給付金を指定の金融機関に振り込みます。

4. 申請に必要な書類

- (1) 対象講座指定申請のとき
 - ①対象講座指定申請書 …所定の様式
 - ②自立支援プログラム策定シートの写し(コピー)
 - ③受講を希望する講座の施設名・講座名・受講科目・受講期間・経費が記載された書類 【以下、児童扶養手当を受給していない方のみ】
 - ・母子家庭または父子家庭であることを証明する書類(戸籍謄本・遺族年金証書など)
- (2) 給付金支給申請のとき
 - ①給付金支給申請書 …所定の様式
 - ②自立支援プログラム策定シートの写し(コピー)
 - ③【開始時給付金】受講費用の領収書
 - ④【修了時給付金】受講修了証明書(受講開始日及び受講修了日が分かるもの)
 - ※③・④は受講施設の長が発行したもの
 - ⑤【合格時給付金】合格証書
 - ⑥給付金振込口座番号が分かるもの(預金通帳など)
 - ※児童扶養手当の振込口座を指定した場合は不要です。

【以下、児童扶養手当を受給していない方のみ】

・母子家庭または父子家庭であることを証明する書類(戸籍謄本・遺族年金証書など)

5. 給付金支給申請にあたっての注意事項

- ① 1の給付の対象条件に全て該当しても、次に当てはまる場合には給付金は支給されません。
 - ・対象講座指定申請後に講座の受講を中止した場合
 - ・対象講座指定申請後に1で挙げた条件に該当しなくなった場合(例:婚姻、市外へ転出)
 - ・給付金支給申請時に受講経費の領収書および受講修了証明書(共に受講施設長が発行したものに限る)を提出できない場合
- ② 給付金支給申請時に受講料を分納していた場合、その時点で支払った金額のみ給付の対象となります(クレジットカードによる支払の場合を除く)。
- ③ 受講の際に支払った費用でも、受講経費と認められないものもあります。

(例:高卒認定試験の受験料・補助教材費・交通費など)

④ 対象講座指定申請書と給付金支給申請書と請求書には必ず同じ印鑑を使用してください。

	問 い 合 わ せ	. 先 (こども福祉担当)	
東灘区役所	841-4131 (代)	北須磨支所	793-1212 (代)
灘区役所	843-7001 (代)	垂水区役所	708-5151 (代)
中央区役所	335-7511 (代)	北区役所	593-1111 (代)
兵庫区役所	511-2111 (代)	北神区役所	981-5377 (代)
長田区役所	579-2311 (代)	西区役所	940-9501 (代)
須磨区役所	731-4341 (代)	こども家庭局子育て支援課	3 2 2 - 0 2 4 9

詳しくは、お住まいの区・北須磨支所の保健福祉課こども福祉担当まで

202408